

ミャンマー・コーカン自治区における麻薬代替開発 と農村の社会経済変容

——サトウキビ契約栽培導入のインパクトを中心に——

てき あ らい
翟 亜 蕾
ふじ た こう
藤 田 幸 一

《要 約》

19世紀末頃から1990年代末までの長い間、中国と国境を接するミャンマーのコーカン自治区は、ケシ栽培とその加工・販売に依存する経済構造であったが、麻薬撲滅運動に取り組んだ結果、2004年までにケシが姿を消した。主要収入源を失った地域住民は著しい経済的困窮に陥ったが、中国製糖企業によるサトウキビ契約栽培の導入およびカジノ産業導入などを柱とする政策により、経済回復を果たした。本稿は、サトウキビ契約栽培が導入された地域から12カ村を選定して概要調査をした後、うち1カ村について詳細な世帯調査を実施し、そのデータに基づき、ケシ撲滅後のサトウキビ導入やカジノ産業導入の農村家計レベルへのインパクト評価を中心に、農村の社会経済変容を分析することを目的とする。サトウキビ契約栽培は成功を取めたが、適地の不平等な分配により農村所得分配の悪化が指摘された。また土地なし世帯など底辺層ではカジノへの出稼ぎが重要な所得源であることが判明したが、社会的悪影響や教育軽視などの問題も指摘された。

はじめに

- I コーカンにおけるケシ撲滅運動
 - II ケシ代替作物の導入過程とサトウキビ契約栽培の経済効果
 - III 代替開発の振興と農村社会経済の変容——農村調査から——
- 結論

はじめに

本稿は、ミャンマー・シャン州コーカン自治区における1990年代以降のケシ撲滅運動とその過程で導入された中国製糖企業とのサトウキ

ビ契約栽培の効果を中心に、サトウキビが導入された農村の社会経済変容を明らかにすることを目的とするものである。

麻薬の濫用は人類の健康および福祉に対する重大な脅威となり、麻薬の不正取引は社会経済に悪影響を与えることが世界的に認識されている。麻薬の濫用防止のため、国連では1961年に「麻薬に関する単一条約」(Single Convention on Narcotic Drugs)が採択され、また1997年に現在の国連薬物・犯罪事務所(United Nations Office on Drugs and Crime: UNODC)が設立され

て以来、麻薬代替開発を中心に、麻薬の需要・供給の削減と不正取引防止に関するプロジェクトなどが麻薬生産国で実施されている。麻薬作物の栽培、麻薬の加工・販売に依存した国や地域は、不正な薬物作物の栽培、生産および輸出の取り締りを義務づけられ [United Nations 1988]、麻薬経済からの脱却を急がざるを得なくなった。

しかし、麻薬作物は自然環境に恵まれない地域でも栽培可能なため、また単位面積当たりの収益性が非常に高いため、メリットが大きい [Smith et al. 1992; Mansfield 1999; 2001; 2006]。したがって、他の作物の生産が困難な山間部の農民は、収益性に劣る代替作物の栽培だけでは麻薬栽培からの脱却は困難であり [Department of Public Welfare: Thailand 1966]、麻薬の強制排除の政策が生み出す現地の経済的困難や社会的矛盾は非常に大きなものとなるのが一般的である。

たとえば、アメリカが主導する麻薬戦争 (war on drugs) はおもに南米を中心に半世紀に渡って行われてきたが、結局、「世界中の人々と社会に対して悲惨な結果をもたらす失敗に終わった」 [GCDP 2011] との批判を受けている。本研究の対象であるミャンマーも例外ではなく、麻薬代替開発が広範に実施されたものの、コーカン以外のシャン州の広い範囲で 2006 年以降ケシ栽培が再び増加し、また地域紛争の頻発や合成麻薬の濫用など、深刻な事態が生じている [Kramer et al. 2014]。

他方、成功例がないわけではない。たとえば、タイの切花 [Smith et al. 1992]、レバノンのニンニク [UNDCP 2000] が代替作物として成功を収めている。さらに、代替作物導入は必ずしも成功したとはいえないが、代替政策そのものを評

価する論考として、Forsyth [1995] や Farrell [1998] がある。前者は、1988 年からタイのチェンライ県で展開された Doi Tung Development Project (DTDP) は農業の収益性改善にはほとんどつながらなかったものの、農村ツーリズムの振興を通じて山間部の住民に新たな雇用を提供することに成功し、麻薬栽培からの脱却を実現したとしている。後者は、1970 年代から世界規模で実施されてきた麻薬代替開発は、麻薬生産を抑制する手段としては失敗し、多くの投資資金が無駄になったが、それを契機として地域経済の発展が観察されたケースもいくつかあるとした。

要は、Lee and Clawson [1993] が指摘したように、高収益の代替作物の導入だけではなく、産業開発や都市開発を含むより広い地域経済の振興がカギを握るのである。

ミャンマーではコーカン以外のシャン州で必ずしも麻薬撲滅運動がうまくいっていない点は、上述の通りである。コーカンで比較的成功的な理由は、それが中国と直接国境を接し、中国经济との結びつきが大きい点にあると考えられる。ひとつは中国側にある製糖工場との契約栽培に基づくサトウキビの代替作物としてのかかなり高い収益性、もうひとつは中国人をおもな顧客とするカジノ産業の代替産業としての導入である。

ただしこれまでの研究は、中国政府が主導する、コーカンのみならずシャン州やカチン州などでの代替開発についてかなり批判的な見解を示すものが多い。たとえば Khin Kyue [2008] は、「脱ケシ農民」(ex-poppy farmer) が被った経済的搾取や食料安全保障、栄養不良の問題を指摘し、Kramer [2009] や TNI [2010] は、中国企業に中国政府の代替開発の優遇政策を不正に利

用する私的利益追求が目立ち、また天然ゴムなど単一作物のプランテーション開発によって小農の土地が奪われ、社会不安と治安悪化が生じ、麻薬の生産・交易が再び拡大する傾向があることなどを指摘した。Woods [2011] も、停戦後のワ(Wa)地区における中国政府主導の代替作物栽培にともない、中国籍の「越境商人」(trans-national businessman)や華人・中国系企業の無責任な私的利益追求が目立つとしている。さらにKramer and Woods [2012] は、シャン州とカチン州の土地や森林資源が中国籍商人と現地有力者との結託によって略奪された実態を抉り出し、サテライト方式によるゴム農園経営が住民の生活および自然環境管理に悪影響を与えたと論じている。

本稿は、これら既存の研究とは少し異なり、コーカンにおける中国企業とのサトウキビ契約栽培を基本的には評価する立場をとっている(ただし、カジノ産業については女性労働者への雇用提供などのメリットは認識するものの、後に述べるように、あまり評価しない)。それは、筆者が2012年から2013年にかけて3回にわたり延べ3カ月間、サトウキビ栽培が導入された12の村を対象に実施した概要調査、および12カ村のうちのひとつの村を対象に実施した家計調査の結論から導かれたものである。

以下、本稿の構成は、次の通りである。まず第Ⅰ節でコーカンの概況と略史、ケシ撲滅に至る経緯をやや詳しく述べる。次に第Ⅱ節で、ケシ代替作物の導入過程について述べ、中国製糖工場によるサトウキビ契約栽培とその経済効果を分析する。第Ⅲ節では、まず12カ村調査から得た知見を述べ、その後、C村で実施した世帯調査に基づき、ケシ撲滅からサトウキビ導入

に至る土地利用変化のより詳細な実態、および所得と就業の構成の分析を中心に、代替開発の下での農村社会経済変容を明らかにする。最後に、結論ならびに将来の展望について述べる。

I コーカンにおけるケシ撲滅運動

1. コーカンの概況と略史

コーカンの面積は2026平方キロメートル、いわゆる「ゴールデン・トライアングル」の北端にある(図1)。東に隣接する中国とは173キロメートルの国境線で接し、首都ラオカイ(Laukkai)から中国側の国境の町・南傘(Nansan)鎮まで約10キロメートル、シャン州北部の中心都市ラシオ(Lasio)まで189キロメートルの位置にあり、歴史的にミャンマーと中国雲南省との陸路交易拠点であった。西の端には国際河川・怒江(サルウィン川)が流れている。人口は、2012年推定13.1万人(うちラオカイ1.7万人)で、84パーセントはコーカン族、その他タイ族、ワ族、ミャオ族、パラウン族(中国ではトウアン族と呼ぶ)、リスー族、ミャン族、ビルマ族などからなる。以前学校では中国語が教えられていたが^(注1)、自治区になってからミャンマー語の習得が義務化された。しかし、通貨はいまだ人民元が全域で流通している^(注2)。2011年以降、自治区政府の職員の給与はミャンマー・チャットで支給されるようになったが、住民の多くはチャットを信用せず、ビルマ族が経営する飲食店などを除き、チャット決済は今なお困難である。

コーカンの90パーセント以上は山間部であり、約80平方キロメートルのラオカイ盆地を除き、平坦地が少ない。標高はラオカイ盆地で

図1 コーカンの位置



(出所) 筆者作成。

1000メートル強、最高点は約1800メートルに達する。気候は熱帯・亜熱帯に属し、モンスーンの影響を受け、5～10月の雨季に年降水量約1600ミリメートルの80パーセント以上が降る。灌漑はきわめて未整備で、水田以外は基本的に天水条件で農業が行われている。また道路などインフラが未整備で、遠く離れた市場に輸送することができない。

コーカンは、自治区^(注3)となる2011年1月末以前は、特区として、ミャンマー連邦国家に属しながら少数民族であるコーカン族の自治を認められており、自治区となって以降、皮肉にもミャンマー連邦政府の実質的管轄下に置かれ

た。コーカン族は約400年前に遡る明末以降、中国から移住してきた漢民族が起源といわれ、現在中国雲南省で話されているのと同じ中国語を話す、れっきとした「中国人」である。ただし、第二次大戦後ないし中国でケシ栽培が禁止された1950年代以降に中国から移住してきた中国人も「コーカン族」と自称しており、事態は複雑である。

コーカンは山がちで標高のかなり高い山岳地域が多く、その冷涼な気候は元来、ケシ栽培に適していた。イギリス軍がミャンマー本土を支配下に収めた後、コーカンまで進出した1892年頃から、軍主導でケシが導入された。

ケシ栽培と麻薬の製造・流通は長らく、コーカン経済の中核を占めた。多くの農村住民は、居住地域からかなり遠く離れた山岳地帯でケシを栽培し、おもな生計手段としてきた。ケシ栽培の収益性は高く、比較的狭い土地面積の栽培により、決して裕福とはいえないが、何とか生計を維持してきたのである。

転機は、1988年の「ビルマ式社会主義」(Burmese way to socialism)の瓦解、それにとまなう中国によるビルマ共産党(緬共)支援の停止であった。中国の支援を受けた緬共と連携しつつ勢力を維持してきたコーカン族の政府は、以後ミャンマー政府との和解へ政策転換を余儀なくされる。

しかし、ミャンマー政府がコーカン族武装組織を辺境警備隊(Border Guard Forces)に組織替えすべく交渉を行ったものの、司令官の彭家声(Pheng Kya Seng)率いるミャンマー民族民主同盟軍(Myanmar National Democratic Alliance Army: MNDA)はこれに反対した。その結果、コーカン特区は、独自の武装勢力を保ち、政府から独立した自治政府としての地位を保持し続けた^(注4)。しかし2009年、ミャンマー政府軍が麻薬捜査を大義名分に特区に侵入し、MNDAとの交戦に勝利を収めるに至り、特区は瓦解した。ミャンマー政府軍の軍事攻勢が始まった2009年8月8日をもって、現地では同事件を「八八事件」(Kokang incident)と呼ぶ。その後、2011年1月末には自治体制が最終的に解体し、ミャンマー政府はその行政管理、外交、軍隊、教育、医療衛生などすべての統治機能を握り、以来その実効性の強化に取り組んでいる。

問題は、自治区になる前の1990年代以降、ミャンマー政府と特区政府との合意に基づきケ

シ栽培が急速に削減され、2004年以降は完全撲滅に至ったことであり、それまでの地域住民の主たる生計手段が突如、消滅するという事態の深刻さであった。

それまでケシ栽培や麻薬への加工・販売からの現金収入でコメなど食料を購入してきた住民は、食料の絶対的不足を含む著しい経済的困窮に陥った。筆者の現地調査によると、当時、平均的農家は半年間しか食料を確保できず、約18万人が飢餓に苦しんでいた。その結果、隣接する麻薬撲滅運動の行われていないワ地区南部などに移住してケシ栽培を継続する住民が多く発生し、2003年にその数は5000人を超えた。JICA [2013]によれば、2003年下半年には100人以上の餓死者が出たほか、栄養の悪化や医薬品不足を背景に山間部を中心にマラリアが大流行し、感染者4000人以上、死亡者270人以上に達した。

こうした悲惨な状況の中、実効性のある援助の手を差し伸べたのは日本政府と中国政府のみであった。日本は官民連携によりソバ栽培プロジェクトを導入し、中国はコーカンと隣接する雲南省の民間製糖企業によるサトウキビ契約栽培を展開した。ただし、日本のソバ・プロジェクトは、その全量を日本市場で買い取る仕組みであったため、持続性に欠き、中国のサトウキビ契約栽培だけがおもに残ることとなった。

2. ケシ撲滅の過程

コーカンでは、英国植民地になった1892年頃から換金作物としてケシが導入され、第二次大戦後、麻薬生産の代表的地域として知られるようになった。ケシは、気温が低下する乾季に、おもに集落から遠く離れた奥山で広く栽培され

表1 コーカンのケシ作付面積とアヘン生産量

年度	ケシ作付面積 (ha)	アヘン生産量 (kg)
1956年	1,333.3	16,000
1965年	8,000.0	48,000
1985年	10,000.0	70,000
1990年	10,000.0	80,000
1998年	8,666.7	80,000
2000年	2,933.3	30,000
2001年	2,666.7	27,000
2002年	1,400.0	12,000
2003年	1,000.0	10,000
2004年	0	0
2005年	0	0
2006年	0	0
2007年	0	0

(出所) 緬甸掸邦『果敢誌』編集委員会 [2012] より筆者整理。

た。高山帯は、一般に農業に適していないが、低温を好むケシにとっては最適であった。

1989年の停戦時には、コーカンおよび隣接するワだけで、ミャンマーのアヘン生産量の約70パーセントを占めていた。当時、農家の75パーセント以上がケシ栽培を行い、現金収入を得て主食コメの購入などに充てていた[国連世界食糧計画2004]。ケシ栽培と麻薬の製造・流通以外の産業は、ほとんどなかった。

表1はコーカンのケシ作付面積とアヘン生産量である。1960年代から90年代末まで、アヘン生産量は高水準で推移した。1962年にネ・ウインの軍事政権が成立して以来、コーカン族など少数民族勢力は、緬共とともに反政府活動を続け、麻薬ビジネスをおもな資金源としたのである。

1988年の民主化運動弾圧で成立したミャンマーの軍政(SLORC/SPDC)^(注5)は、中国に接近し、中国は緬共と少数民族勢力への支援を停止した。そのため、少数民族勢力はミャンマー政

府との和解の道を探ることになる。同時に、国際社会の強い要請を受け、ミャンマー政府は少数民族勢力と麻薬撲滅に向け交渉を始めた。コーカン特區政府も、1990年代からケシ栽培を禁じる方向に転換した。

まず1990年、「平和、禁毒、発展」の開発戦略に基づき、麻薬の加工、流通、使用を禁じ、同時にケシ以外の農業振興計画の策定も開始した。同年10月には麻薬撲滅を宣誓する「禁毒誓師大会」を開催し、UNODCを含む国連機関の専門家や27カ国の駐ミャンマー代表をラオカイに招聘し、没収した麻薬を焼却^(注6)、ケシ撲滅の決意表明を行った。しかし、国際社会は援助を約束したにもかかわらず、実際にはほとんど実施せず、彭家声率いるコーカン特區政府は財政難に直面し、政権内で麻薬撲滅運動に不満を抱く元MNDAの有力メンバーの反乱も起こり、一時は別政権がミャンマー政府によって認知されるなど、麻薬撲滅運動は崩壊寸前となった^(注7)。

表2 コーカンの農業生産

	穀物 (2006年)			穀物以外 (2011年)				
	水稲	陸稲	トウモロコシ	サトウキビ	クルミ	ゴム	茶	野菜類
作付面積 (ha)	6,122	6,208	不明	9,000	3,100	1,466 (110)	2,000	18
本数 (本)	—	—	—	—	66,913	661,000	8,920,000	—
生産量 (t)	9,405	4,437	11,520	392,000	—	136,800	—	—

(出所) 緬甸掸邦『果敢誌』編纂委員会 [2012] より筆者作成。

(注) 1) カッコ内は収穫期 (樹齢7~27年) にある天然ゴムの栽培面積。

2) 2006年の統計によると、陸稲とトウモロコシの作付面積6,208haのうち、約3割 (2,069ha) は常畑、7割 (4,139ha) は約5年の休閑期間をサイクルとする焼畑である。

麻薬撲滅運動が再び加速化するの、彭家声が再度、ミャンマー政府から特区政府主席として認知された1995年以降のことである。96年には、中緬国境と主要道路沿いのケシ栽培を強制的に禁止した。97年には「禁毒法」^(注8)が制定され、1999年までに「禁制、禁販、禁吸、禁種」(麻薬の製造、販売、使用、栽培を禁じる)の「四禁令」が公布された。その後も、「禁毒法」と「四禁令」を補完する多くの法律と規則が公布された^(注9)。コーカン政府は当初、2005年までの完全撲滅を約束していたが、2002年4月にはそれを前倒しし、2003年雨期前までの完全撲滅を宣言した。

こうして、表1にみるようにケシ作付面積は1998年から減少し、アヘン生産量も2000年以降急激に減少^(注10)、2004年までに麻薬は完全に撲滅され、以来ケシ栽培とアヘン生産はゼロとなった。同時にコーカン以外でも麻薬撲滅が進んだ結果、ミャンマーのケシ栽培面積は、1997年の15万5150ヘクタールのピーク時に比べ、2006年には2万1500ヘクタールまで減少した^(注11)。

表2は、麻薬撲滅後のコーカンの農業生産の概況を示す。

若干の説明を加えると、まずラオカイ盆地を中心に、水利条件の良い平坦地では水稲が栽培されてきた。他方、山間部では陸稲とトウモロコシが主作物であったが、2000年代、特にその半ば以降、平坦地と山間地の両方でサトウキビが広がってきた。水稲地帯でも、水稲からサトウキビへの転換が進んだ。近年はさらにゴムの導入が進展しているが、収穫まで約7年かかるため、ゴム液の採取面積はまだ110ヘクタールにすぎない。

標高の高い山地では、茶あるいはクルミとトウモロコシの組み合わせが一般的である。コーカンには従業員10人のプーアル茶の民間加工工場がひとつあるが、それは例外であり、小農の家族経営による茶の生産・加工が一般的で、伝統的方法で自家製茶をし、定期市で少量ずつ販売されることが多い。クルミは、平坦低地のサトウキビ、ゴム同様、ケシ代替作物として推進されている^(注12)。

なお、コーカンでは野菜栽培はほとんどみられない。山間部の住民は山菜を採る伝統があること、ケシ栽培が盛んな頃、ほぼすべての農家が野菜を含め、食料品を外部から購入する慣習があったからである。ただし、表2に掲載され

ていないその他自給的作物として、豆類、カボチャ、キャッサバ、小麦などがある。

II ケシ代替作物の導入過程とサトウキビ契約栽培の経済効果

1990年代後半以降、ケシ代替作物として国際協力機構（JICA）はソバ、中国雲南省の民間製糖企業である南傘糖廠はサトウキビをほぼ同時に導入した（図2）。

日本のソバ・プロジェクトは、1997年、ソバ栽培の日本人専門家が数回にわたって現地を訪問し、試験栽培を行ったことに始まる。ソバがコーカンの気候風土に適していることがわかると、両国政府はプロジェクトに合意し、1999年から技術協力が始まった。農家の積極的関与を促すため、ソバの種子を配布し、専門家による丁寧な技術指導が行われた。しかし、ソバを食す慣習がない現地での需要はほぼ皆無であり、全量を買上げ、日本に輸出するというスキームにはそもそも無理があった。農家がソバの品質管理に失敗したことに加え、日本市場では新鮮さが求められるにもかかわらず、農家買付に手間と時間がかかり、ヤンゴン港でミャンマー政府の輸出許可を得るため1、2カ月も留め置かれたことも相まって、市場対応に失敗したことが響き^(注13)、2004年のJICA撤退後、ソバ栽培は衰退した^(注14)。

一方、南傘糖廠のサトウキビ契約栽培は1998年に始まった^(注15)。しかし、なじみの薄い作物であったため、契約農家は少数で、初年度はわずか7世帯（13.3ヘクタール余り）にとどまった。南傘糖廠は、中国鎮康県の農民を呼び寄せ、サトウキビの展示栽培を実施し、また

2002年には12人の技術員を各地に派遣した（その後12人が追加され、計24人が活動）。南傘糖廠はさらに種苗、化学肥料、農薬を全量配布し、技術指導のほか、収穫後に投入財代金を差し引く形で、農民を手厚く支援した。こうした努力の結果、2003年頃から契約農家が増加し、事業は軌道に乗っていった。2004年、展示圃場でサトウキビ生産に携わる中国籍農民は帰還した。

2006年にはコーカンのサトウキビ生産は24.5万トンに達し、うち85パーセントは南傘糖廠に搬入された。また南傘糖廠からみて、コーカン産サトウキビが工場処理量の60パーセントを占めるようになった〔南傘糖廠2007〕。図3は、2013年までのサトウキビの栽培面積をケシとの対比で示す。

契約栽培は、農家と企業間の直接契約ではなく「サトウキビ管理委員会」（以下、管理委員会）^(注16)が間に立つ方式をとっている。管理委員会は、南傘糖廠と農家の間の諸々の連絡調整を行っている。

まず、栽培を希望する農家は、希望する面積を管理委員会に申請する。管理委員会は、農家の申請を取りまとめて南傘糖廠へ通知する。その後、同社の技術員が圃場を視察し、問題がなければ農家は管理委員会に行き、南傘糖廠と正式の契約を結ぶ。品種は、技術員が土壌条件などを考慮して決める^(注17)。

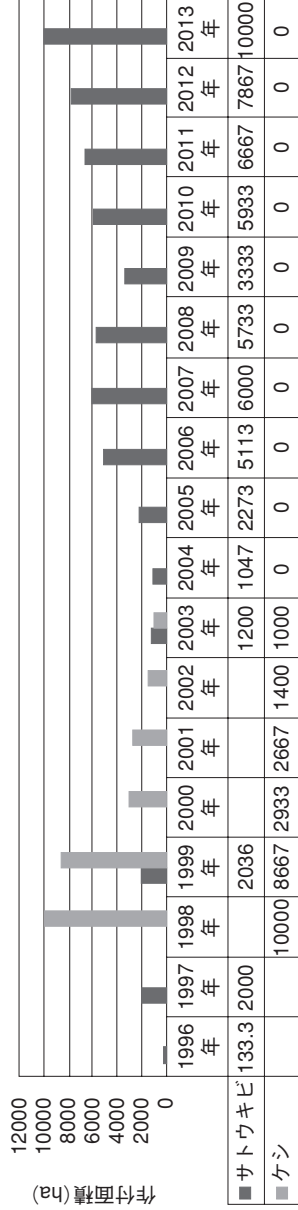
耕起作業は、契約初年度の農家に対しては、南傘糖廠がトラクターで無料で行う。2年目以降は、農家が有料で南傘糖廠に依頼するか、耕耘機の所有農家に依頼するか、あるいは、最近ではミャンマー内地から出稼ぎでやって来るビルマ族の労働者（後述）に手作業での耕起を依

図2 コーカンにおける麻葉代替作物の導入過程

年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007以降
日本 ソバ導入		専門家訪問・実験栽培(水稲, 陸稲, ウモロコシ, ソバ)		①コーカン特区政府の推進で合意 ②種子配分・技術指導・販売先の準備 ③本格的展開		栽培面積・収量の拡大	買取中止・停止 ⇒契約の破綻	ソバ専門家の任期満了による帰国				
中国・南 傘糖廠 サトウキビ 導入	「サトウ キビ栽培 協議」の 締結 (コーカ ン特区政府 と中国 鎮康県)	コーカン 特区政府 とサトウ キビの推 進で合意	①技術員の派遣・長期駐在 ②100%融資承諾, 7戸の農家と契約 ③中国籍農民を誘致, サトウキビの高収益性を周知			①現地契約農家の増加②中国籍農民の帰還					①総生産量 24.5万トン ②85%は南 傘糖廠へ搬 入・加工(加 工総量の60 %)	拡大しつ つある

(出所) 2012, 2013年現地調査およびJICAソバ・プロジェクト元専門家・吉田実, JICARIサーチャアソシエイト小塚英治画氏からの情報, ならびに緬甸揮邦『果敢誌』編纂委員会 [2012] より筆者整理。

図3 コーカンにおけるケシおよびサトウキビ作付面積の経年変化



(出所) サトウキビ作付面積は, 1996~97年と2007~13年については, サトウキビ管理委員会資料および聞き取り調査より筆者作成。2003~05年については南傘糖廠資料。2006年については, 緬甸揮邦『果敢誌』編纂委員会『果敢誌』香港: 天馬出版
有限責任会社 [2012] より筆者作成。ケシ作付面積は, 緬甸揮邦『果敢誌』編纂委員会 [2012]。

(注) 2009年のサトウキビ作付面積の大幅な減少は, 「八八事件」の影響によるものである。

頼することも増えている。種苗、肥料、農薬の種類を選択や使用量、使用方法、使用時期については、技術員の指導に従うのが一般的である。投入財購入先は農家の自由であるが、南傘糖廠が現物で提供するケースがほとんどである^(注18)。代金は、農家のサトウキビ搬入時に売上高から差し引かれ、支払いはサトウキビ納入日の翌週に行われる。

代金回収は、3年の割賦制度（1年目30パーセント、2年目40パーセント、3年目30パーセント）で行われてきた。しかも2007年までは無利子であり、2008～09年は年利6～7パーセントであった。2010年以降は、金利は年6～7パーセントで同じではあるが、2年割賦（1年目50パーセント、2年目50パーセント）に変更された。後述のように農家が村の富裕層や親戚などから借金する場合、月利5～10パーセントが普通であるから、南傘糖廠の投入財に対する融資制度は、資金力のない農民にもサトウキビ契約栽培を普及するのに貢献した。

ちなみに、南傘糖廠が農家に提供する1ヘクタール当たり肥料投入量は、尿素600キログラム、混合肥料1200キログラム（計約2700元）であり、さらに2010年までは、農民が国境を越えて南傘糖廠まで取りに行くならば、有機質肥料（1500キログラム：約150元）も提供した^(注19)。

サトウキビの収穫・出荷は12月に始まり、5月頃終わる。製糖工場の処理能力を最大限効率よく実現するため、運送計画は何より重要である。運送調整は、技術員と管理委員会の職員が共同で担当する。サトウキビは、収穫適期が過ぎると糖分含有量が低下し、また収穫後12時間以上経過すると糖度が急速に低下することか

ら、工場への素早い搬入が不可欠である。農民にとっても、収穫後時間がたつと茎重が減り、支払いが減るので必死である。なお、圃場から工場への運搬はおもに工場がアレンジするトラックを使い、費用は工場側が負担する。

ちなみに、南傘糖廠は1997年から道路や水利などインフラ整備に積極的であった。幹線道路は整備済みであったが、幹線道路からサトウキビ圃場までの農道の多くは企業が負担して整備した。総投資額982.5万円のうち水利に81.9万が投下され、道路の新規建設に597.7万円、修復に302.9万が使われた。2010年から12年春までに1980キロメートルの道路が新設され、修復された道路は延べ4538キロメートルに達した（南傘糖廠資料）。

サトウキビ契約面積からの収穫は、南傘糖廠への全量搬入が義務づけられている。買付価格は、「保証価格＋変動価格」の方式で決められる。すなわち、過去の趨勢価格に基づき、作付前に保証価格（最低価格）が決められ、その後同企業が別に行うスポット取引価格や国際粗糖価格などを総合的に勘案し、変動価格分が付加される。たとえば、2011年度の保証価格は前年度最終買付価格（トン当たり一級品種403元、二級品種378元）と同額とされたが、その後2回の価格調整が行われ、最終買付価格は一級品種425元、二級品種408元となった。

では、サトウキビ契約栽培に参加した農民は、どれだけの所得を得たのであろうか。表3は、後述の調査村C村の28世帯に対して実施した生産費調査（2013年）の結果をまとめたものである。

まず第1に、粗収益から支払費用（1事例のみ観察された支払地代を除く）を差し引いた純収

表3 C村のサトウキビ契約栽培の収益性

		生産費に対する割合 (%)	粗収益に対する割合 (%)
生産量 (トン/ha)	59		
価格 (元/トン)	410		
粗収益 (元)	24,191		100
生産費 (元)			
種苗	4,225	35.3	
肥料	3,340	27.9	
農薬	926	7.7	
農機作業委託	830	6.9	
雇用労働	2,655	22.2	
合計	11,976	100	49.5
純収益 (元)	12,215		50.5
家族労働費 (元)	5,827		
農家経済余剰 (元)	6,388		26.4
(参考) 家族労働投入 (人・日)	129		
雇用労働投入 (人・日)	59		

(出所) 2013年現地調査より筆者作成。

(注) 1) 調査した35世帯のうち、土地なし世帯、サトウキビを栽培していない世帯、作付面積不詳の世帯を除く28世帯のデータの平均値。

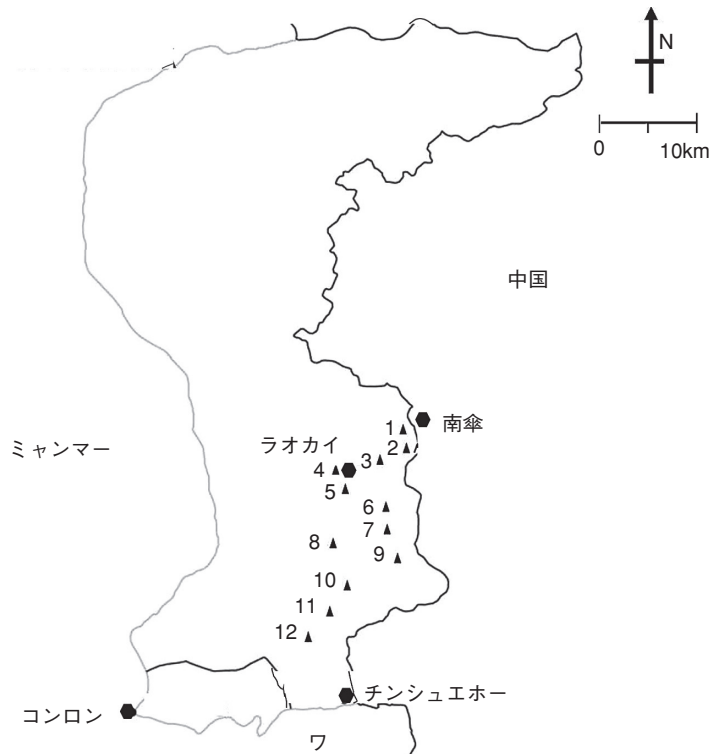
2) 農機作業委託は、耕起作業だけの場合、平地地100~150元/ムー (=1500~2250元/ha)、山地220元/ムー (=3300元/ha)。耕起から施肥、移植まですべて委託する場合、530元/ムー (=7950元/ha)であった。

益は1ヘクタール当たり1万2215円で、対粗収益比率は50.5パーセントであった。そこから家族労働費（賃金率は雇用労働と同等に評価）を差し引いて得られる経済余剰は1ヘクタール当たり6388円で、対粗収益比率は26.4パーセントであった。ちなみに、上記1事例の小作料は0.4ヘクタールで2700元、すなわち1ヘクタール当たり6750元であった。経済余剰（1ヘクタール当たり6388元）と小作料（地代）はほぼ同水準なので、土地貸借市場はよく機能し、小作料は妥当な水準に決まっているといえる。

なお、サトウキビの1ヘクタール当たり収量は土地の質による大きな差があり、最劣等地で50トン、最優等地で100トン程度である。C村は山間部の悪条件の地域に立地するため、59トンという収量に甘んじているのである。条件のよい地域では、サトウキビ契約栽培はより高い利潤と所得をもたらしている可能性が高い。

第2に、肥料代は、C村では1ヘクタール当たり3340円で、南傘糖廠の供与額の2700元をかなり大きく上回っているが、これは農家、特に大規模農家の多くが、南傘糖廠が提供する肥

図4 調査対象12カ村の位置



(出所) 筆者作成。

料や農薬の一部をトウモロコシに流用する傾向があるからである。したがって、表3の肥料や農薬の投入量はやや過大に見積もられているといえる。しかしいずれにせよ、肥料代は生産費のかなり大きな割合を占めており、農薬代もあわせると、これを南傘糖廠の融資で賄うことができるメリットは大きいといえよう。

Ⅲ 代替開発の振興と農村社会経済の変容——農村調査から——

1. 12カ村の広域調査

ケシ撲滅からサトウキビ普及に至る実態、および代替産業（カジノ）の振興がもたらす農村

社会経済変動を明らかにするため、農家をはじめ、地域のリーダー、政府関係者、社会团体およびNGO関係者、カジノ経営者と従業員、ミャンマー内地出身の出稼ぎ労働者など合計238人に対してのべ3カ月間の聞き取り調査を行った。

広域調査は、2012年8月～9月（サトウキビ成長期）に、コーカンでサトウキビ契約栽培がもっとも盛んなラオカイ地域を対象に行うことにした。具体的には、チンパーチャイン郡とシューエンズ郡から12カ村（図4）を選び^(注20)、村の概要を聞き取った後、12カ村から計100世帯を抽出しデータ収集を行った。その結果、12カ村は3類型に分類することが妥当と判断

表4 12カ村と調査100世帯の概要

類型	村番号	世帯数	人口 (人)	サンプル世帯概要			世帯あたり農地保有 (ha)				世帯あたり資産保有 総額 (元)		
				世帯数	世帯規模 (人/世帯)	世帯あたり 就業人口	合計	内訳				家畜	
								水田	陸稲畑	サトウ キビ畑			トウモロ コシ畑
I型	No.1	120	726	5	6.6	3.2	1.99	0.11	0.02	1.59	0.27	11,270	15,166
	No.2	121	734	10	8.8	4.9	2.44	0.18	0.00	1.99	0.27	14,158	58,368
	No.3	65	393	1	10.0	4.0	5.04	0.67	0.00	4.00	0.37	18,260	162,710
	No.4	64	393	8	4.8	1.9	2.23	0.58	0.04	1.50	0.11	12,147	37,979
	No.5	155	982	17	6.6	3.1	2.14	0.27	0.00	1.82	0.05	6,031	22,801
	No.10	185	1020	1	5.0	5.0	4.33	0.00	0.00	4.13	0.20	17,672	75,900
II型	No.6	110	663	12	5.7	3.3	2.00	0.00	0.00	1.81	0.19	6,796	10,894
	No.7	120	628	6	6.5	3.2	4.20	0.00	0.00	3.86	0.34	18,291	20,208
III型	No.8	97	550	10	6.8	3.1	2.57	0.00	0.00	2.46	0.11	14,275	15,005
	No.9	61	382	7	5.4	2.4	1.70	0.00	0.00	1.33	0.37	13,964	4,223
	No.11	68	420	8	5.1	2.9	2.27	0.00	0.00	1.91	0.36	9,197	14,548
	No.12	115	710	15	5.8	3.3	1.59	0.00	0.00	1.17	0.42	4,768	11,275
合計	1281	7601	100	6.3	3.2	2.27	0.12	0.004	1.91	0.24	10,105	23,067	

(出所) 2012年および2013年現地調査。

(注) 1) 就業者には15歳以下の者も含まれる。

2) 資産には家畜、運搬手段、耐久財が含まれる。家畜(牛、水牛、豚、鶏)は販売価格で評価した。運搬手段(オートバイ、小型乗用車、トラック)の評価額は、減価償却費を差し引いた純資産額(運搬手段の価格は取得価格と標準的耐用年数に基づき、定額償却法により評価。ただし小型乗用車の8割以上、オートバイの半分、トラックの7割以上は中古品)。

3) 耐久財には、ビデオディスプレイ、カラーテレビ、電話(携帯電話を含む)、冷蔵庫、炊飯器が含まれている。

された（表4）。

まず、第Ⅰ類型の6カ村は立地条件がよい。平坦地にあり、水田を保有して食料を自給する農家の割合が高く、それだけサトウキビ栽培適地が大きく広がり、またラオカイ近郊ないし中国国境近くに位置するので、道路、電気、電話などのインフラが1990年代初頭の早い時期に整備された^(注21)。教育水準も高く^(注22)、また近年では都市部の建設現場、運転手、店舗経営、家屋賃貸など非農業就業機会が増加している。第Ⅰ類型の村は、その恵まれた立地条件ゆえ、ケシ栽培への参入は他地域よりもむしろ遅かったことがわかっている。たとえばNo.2村での聞き取りによると、ケシ栽培に化学肥料が導入された1980年代になってはじめて、遠方の高山地域で常畑の借地によるケシ栽培を始めた世帯が少なくなかった^(注23)。また、第Ⅰ類型の村民は、ケシ栽培よりもむしろ、生アヘン買付仲介業者として流通に携わっていた。他方、サトウキビ導入はもっとも早く（遅い農家でも2000年前後）、契約栽培前にすでに中国に出荷していたことがわかっている（図3参照）。

次に、第Ⅱ類型の2カ村は、第Ⅰ類型の村よりも平坦地が少なく、また町より遠いが、第Ⅲ類型に比べると平坦地とインフラに恵まれている。一般に村内の経済階層が明瞭な点に特徴があり、それは、平坦地は一部の富裕農家によって独占され、一般農家が保有する農地は奥山まで行く手前の山間傾斜地に集中しているからである。第Ⅰ類型には劣るが、食料自給率は高く、加えて現金収入を求め比較的古い時代から奥山で焼畑方式によるケシ栽培が行われていた。サトウキビ栽培は、南傘糖廠が契約栽培を本格導入した2000年前後に始めた農家が多い。

最後に、第Ⅲ類型の4カ村は平坦地が非常に少なく、コメ生産は、若干の陸稲を除き、ほとんど行われてこなかった。移民村であるNo.9村を除けば^(注24)、19世紀末頃のもっとも古い時代からケシ栽培を行ってきた。すなわち、村周辺の農地を利用して常畑でケシ栽培を行うとともに、奥山で焼畑方式による栽培を積極的に行い、その現金収入で食料の購入をしてきた世帯が圧倒的に多いのである。サトウキビがブームになった後は、村近辺の山間傾斜地をサトウキビ（およびトウモロコシ）作付地に転換したため、収量は低くとどまっている。

もう1点特筆すべきは、第Ⅲ類型の村よりさらに奥地では、あまり人が住まない土地が広がっていたわけであるが、1950年代に中国でケシ栽培が禁止されて以降、国境地域の中国人がコーカンに流入し奥地に住みつき、ケシを栽培したという事実である。そういった経緯から、1990年代末以降、コーカンでケシが撲滅に向かった際、中国の故郷に戻っていった人々も少なくない。

2. 1カ村のケース・スタディ

次に、12カ村のうち、2013年2～3月（サトウキビ収穫期）に第Ⅲ類型4カ村の詳細調査を中心に広域調査の補足調査を行った。その結果、第Ⅲ類型の村はもっとも僻地にあり、平坦地も少ないので、ケシ撲滅の影響をもっとも深刻に受けたと思われ、第Ⅲ類型に属するNo.11村（以下、C村）を選定した。5月に全68世帯のうち65世帯に対して聞き取り調査を行った後、35世帯を無作為抽出し、サトウキビ生産費（前述）を含む詳細な追加調査を行った。

C村は、68世帯420人の小村である。集落の

西側を通る幹線道路を北上するとラオカイまで約 23 キロメートル、中国の南傘鎮まで約 33 キロメートルであり、幹線道路を南下するとチンシュエホー（中国国境・孟定鎮清水河口岸）^(注25)まで約 13 キロメートルである。同村は 300 年以上の長い歴史がある。

(1) 農業の歴史

19 世紀末からケシ撲滅に至る 2000 年代初頭まで、C 村のほぼすべての世帯はケシ生産・販売に携わってきた。もともとケシ栽培は、集落から遠く離れた奥山で焼畑方式で行われてきた^(注26)。木や草を燃やし、跡地でケシを栽培する（別の焼畑地では、陸稲やトウモロコシも栽培した）。ケシを 1 回収穫すると畑は放棄され、翌年は別の山に移って焼畑を作り、休閑期間は約 10 年であった。しかし、土地が不足するとともに休閑期間を徐々に短縮せざるを得なくなり、また 1980 年代以降は中国から化学肥料が容易に入手できるようになり、焼畑地にも化学肥料が使われるようになった。その頃の休閑期間は 2~3 年であり、化学肥料導入とともにその後一気に常畑化したようである。なお、緬甸掸邦『果敢誌』編纂委員会 [2012] は、化学肥料が入る前、豚や鶏の糞を肥料として使う農家が現れたとしているが、いずれにせよ、1980 年代以降コーカンでは、ケシの常畑栽培が急拡大し、増産に拍車がかかったものと思われる。

C 村での聞き取りによると、常畑でのケシ栽培および生アヘンの生産方法は、以下の通りであった。

まず麻薬密売人から前金を受けて種を撒き、除草、間引きの後、収穫を迎える。その間、8~12 月の 4 カ月である。1~3 月まで続く収穫

は、もっとも労働集約的かつ技術を要する。早朝、丸い果実に傷をつけ、乳液を滲ませる。果実の傷つけ方しだいで乳液採取量が大きく変化する。そして、採取した乳液を夕方まで乾燥させ、成形したものを刀で集めると、生アヘンができる。生アヘンが一定量になれば、農家の庭先を訪れる密売人に売り渡すか、あるいは自分で五日市に出向いて販売する。ケシ栽培に必要な農具は鋤と刀しかなく、鋤さえも所有していない農家が多数あったという。

1990 年代末頃のケシ栽培の収益性は次のようであった。収量は地形・気候条件に大きく左右され、1 ムー（1/15 ヘクタール）当たり 10~55 両（1 両 = 41.25 グラム）、平均で約 22 両（907.5 グラム）の生アヘンがとれる。当時の生アヘン価格は 1 両当たり 45~90 元（ちなみに、平均 2002~05 年 160 元、2006~08 年 220 元、2009~13 年 300 元であった）で、したがって 1 ムー当たり収量を 22 両とすれば、経費はほぼゼロなので、所得は 990~1980 元であったことになる^(注27)。農家のケシ栽培面積は、一般に 4~10 ムーであったが、中には 20 ムーを超える世帯もあった。以上をまとめると、1990 年代末頃のケシ農家の年間所得は 4000~2 万円程度、最大で 4 万円を超えていたと思われる^(注28)。

ちなみに、2013 年調査時の C 村の平均所得（表 8）は、上層（3 世帯）で 8 万 1021 元、中層（10 世帯）で 3 万 8247 元、下層（13 世帯）で 1 万 5949 元、最下層（9 世帯）で 1 万 4638 元であり、35 世帯平均で 2 万 7560 元である。この間のインフレがどの程度かを示す資料はないが、1990 年代末当時の日雇い賃金率は約 20 元、2013 年調査時では約 50 円で 2.5 倍になっていることを考慮すれば^(注29)、ケシ撲滅直後の極度

図5 C村の集落と土地利用



(出所) 筆者作成。

の疲弊を基点とするとサトウキビ導入によって劇的に回復し、ケシ栽培の頃とほぼ同等の実質所得を得るようになったといえるのではなかろうか。

(2) サトウキビ導入後の農地開墾と農地利用
C村周辺に広がっている土地は約180ヘクタールである。いつの頃かは特定できなかったが、かつては陸稲作付地が20パーセント、トウモロコシ作付地が10パーセントで、残り70パーセントは林地であった。サトウキビ栽培が導入される直前の2002年頃には、陸稲20パーセント、トウモロコシ30パーセント、林地50パーセント程度になっていた。人口増加などの要因によってそういう変化が生じたと考えられる。そして2013年調査時には、サトウキビ50パーセント、飼料用トウモロコシ30パーセント、林地20パーセント程度へ大きく変化していた。

村人への聞き取りに基づく総合的判断による

と、サトウキビ導入直前から2013年までの変化は、次のように進展した。つまり20パーセントの元陸稲作付地と30パーセントの元トウモロコシ作付地（これらは比較的平坦で、サトウキビ栽培に適していた）はサトウキビに転換した。その一方、林地の農地化が進み、飼料用トウモロコシ作付地に転換したが、もっとも悪条件の20パーセントの土地は林地として残ったのである。

図5は、2013年調査時のC村の地図である。村とラオカイを結ぶ幹線道路は、1990年代までに開通していた。村は3集落からなり、幹線道路から集落に向かって狭い未舗装道路が延びている。幹線道路や集落と圃場を結ぶ農道は2001年頃、南傘糖廠が建設・修復したものである。上記、180ヘクタールの集落周辺の土地（林地40ヘクタールを含む）は、ほぼ図5の範囲内にある。

C村周辺に広がっていた陸稲やトウモロコシ

表5 C村における農地保有・経営規模別農家分布

面積 (ha)	農家数 (戸)			
	保有規模別分布	経営規模別分布	サトウキビ経営規模別分布	トウモロコシ経営規模別分布
0	5	3	8	3
0-1	23	24	30	58
1-2	17	20	11	4
2-3	11	10	8	1
3-4	5	5	5	0
4-	4	3	3	0
合計	65	65	65	65

(出所) 2013年現地調査。

表6 C村の階層別の農地保有と経営

経済階層	該当世帯数	農地経営 (ha)	内訳 (ha)			利用状況 (ha)		
			保有	借入	貸出	サトウキビ畑	トウモロコシ畑	パラゴムノキ
上	5	6.10	6.00	0.53	0.43	3.78	0.96	0.53
中	17	2.53	2.46	0.10	0.03	1.96	0.60	0
下	23	1.33	0.86	0.47	0	0.78	0.34	0
最下	20	0.70	0.54	0.16	0	0.43	0.25	0
合計	65	2.66	1.58	0.28	0.04	1.21	0.43	0.04

(出所) 2013年現地調査。

(注) 1) 上層1世帯が、2012年に村から12km離れたチンシュエホー郡で40ムー (2.67ha) の借地をし、ゴムの栽培をはじめた。

2) 保有農地には休耕中の焼畑が含まれている。

作付地 (比較的平坦な優等地) は、伝統的な中国土司制度の名残りにより^(注30)、すでにかなり不平等な分配になっていた。南傘糖廠の道路整備が終わり、サトウキビ栽培の収益性が突如上昇した2000年代前半、そこがサトウキビ作付地に転換した。またケシからサトウキビへの転換過程で、C村では上層農である有力者が小農に土地を担保とする貸付を行い、小農の多くは最終的に土地を取られたという。有力者がなかば暴力的に小農の土地を奪い取るという事態も小範囲で起こった (こうした土地収奪は、第I類

型の6カ村でより典型的にみられたことがわかっている)。

一方、より傾斜がきつい林地については、土司制度の下で名目上の保有権は土司にあったものの、実際には一般の村人が食料や家畜飼料を採るため、かなり自由に利用していたようである。しかしケシ栽培が禁止され、従来の陸稲やトウモロコシ作付地がサトウキビに転換すると、林地は個別世帯によって開墾され、トウモロコシ作付地に変貌した。

ただし林地を開墾してできた農地は、土中に

表7 C村の調査サンプル世帯の階層別の世帯特性

経済階層	該当世帯数	サンプル世帯数	世帯あたり人口			世帯主夫婦の平均年齢	就業者の属性(平均値)			世帯あたり資産保有総額(元)	
			合計	うち			人数	年齢	教育年数	家畜	運搬手段/ 耐久財
				男	女						
上	5	3	11.0	5.3	5.7	43	5.7	34	3.5(60%)	31,679	48,660
中	17	10	7.9	4.3	3.6	38	4.7	29	3.6(37%)	22,954	18,820
下	23	13	5.2	2.9	2.3	34	2.3	33	1.3(62%)	7,773	6,560
最下	20	9	5.4	3.1	2.3	37	3.2	34	2.0(60%)	3,915	1,260
合計	65	35	6.5	3.6	3.0	37	3.5	32	2.3(53%)	13,167	12,309

(出所) 2013年現地調査。

(注) 1) 資産総額の算出方法は表3の注を参照。

2) カッコ内は就業者の非識字率。

石が多く含まれるような劣等地であり、トウモロコシしか栽培できず、収量も低くとどまった^(注31)。1～3年の休閑期間を設けなければならないような土地もある。しかし、林地から採集された野生バナナの葉やその他野生植物を豚や鶏の飼料としていたかつての状況は一変し、常畑で栽培されるハイブリッド・メイズがおもな飼料となったのである。

(3) 土地保有と経営

まず、全68世帯のうち65世帯を対象に、農地の保有と経営を中心とする調査を行った(表5)^(注32)。土地なしの5世帯を含め、約7割の世帯は保有農地が2ヘクタール以下であり、うち約4割は1ヘクタール未満であった。他方、4ヘクタール以上の農地を保有する世帯が4世帯あり(最大7.73ヘクタール)、C村の農地分配はかなり不平等であった。

C村ではサトウキビとトウモロコシが栽培されているが、前者は后者よりはるかに大きい。ただし、条件の悪い傾斜地しかもっていない5世帯はトウモロコシのみを栽培していた。

(4) 階層区分と階層別の世帯特性

ウェルス・ランキング法^(注33)を使い、村長に依頼して65世帯を4つの階層に分類してもらった(表6)。表にみるように、階層は農地、特にサトウキビ作付地の保有/経営面積の差を忠実に反映している(ただし保有と経営の面積分布には大差がなく、土地貸借市場は未発達であることがわかる)。

次に、階層別になるべく比例的になるよう、65世帯から35世帯を無作為抽出し、詳細な調査を実施した。上層3、中層10、下層13、最下層9の35世帯である(表7)。

上、中層で世帯規模が大きいのは、上層2世帯(15人および12人)、中層1世帯(17人)が合同家族を形成していたからである。この3世帯以外は、傍系親族(叔母)を含む1世帯を除き、すべて核家族ないし親世代を含む直系家族であった。なお3世帯の合同家族は、他の世帯へ雇用機会や小作地を提供したり高利貸しを行ったりしており、村内での発言力が大きい。

就業者の平均年齢は32歳と低く、比較的若

表8 C村の調査サンプル世帯の階層別所得

年間平均所得 (円)	35世帯平均	経済階層別平均				
		上	中	下	最下	
	27,560	81,021	38,247	15,949	14,638	
農業所得	サトウキビ	13,467 (49%)	46,110 (57%)	22,774 (60%)	5,590 (35%)	3,623 (25%)
	トウモロコシ	2,722 (10%)	7,267 (9%)	5,157 (13%)	729 (5%)	1,379 (9%)
	家畜	3,046 (11%)	9,000 (11%)	3,758 (10%)	2,708 (17%)	758 (5%)
	小計	70%	77%	83%	57%	39%
	農業労働	1,549 (6%)	0 (-)	580 (2%)	2,785 (17%)	1,356 (10%)
	地代	221 (1%)	2,311 (3%)	79 (0.2%)	0 (-)	0 (-)
	比率	77%	80%	85%	74%	49%
農外所得	出稼ぎ送金	4,057 (14%)	5,333 (7%)	5,600 (14%)	1,138 (7%)	6,133 (42%)
	副業	2,500 (9%)	11,000 (13%)	300 (1%)	3,000 (19%)	1,389 (9%)
	比率	23%	20%	15%	26%	51%

(出所) 2013年現地調査。

い世代が家計を担っていることがわかるが、どの階層においても就業者の教育水準が総じて低く、上層でも60パーセントという高い非識字率が観察される。階層間の資産保有格差はかなり大きい。それは、所得格差と直接に関連していると思われる。

次節では35世帯の所得を詳しく分析するとともに、それを通じてサトウキビ導入の経済効果を検討しよう。

(5) 所得と就業構造

階層別に所得構成を示したのが表8である。所得は、農業所得(サトウキビ、トウモロコシ、畜産、農業賃金、および地代)と農外所得(副業、

出稼ぎ送金)からなる。ここで注意すべきは、トウモロコシからの所得には、自家飼育している家畜に飼料として与えたものは含まれていない点である。35世帯全体では農業所得依存度が77パーセントと高く、特にサトウキビからの所得は全体の49パーセントを占め、農業賃金所得(6パーセント)と地代所得(1パーセント)の大部分もサトウキビに関連するから、あわせてサトウキビの圧倒的重要性が読み取れよう。

次に、階層別に分析する。表から観察されるおもな点は、第1に、総所得に非常に大きな格差が存在していること。ただし、前述の合同家

族の影響があるので、1人当たり所得では、上層が7366元、中層が4841元、下層が3067元、最下層が2711元であり、差は2.7倍程度まで縮まる。第2に、上、中、下層の所得の農業依存率は、それぞれ80パーセント、85パーセント、74パーセントと非常に高いこと、第3に、最下層は出稼ぎ送金への依存度が42パーセントとかなり高くなっていることである。

農業所得の中身をより詳しくみると、上層と中層はサトウキビへの依存度が高いのに対し、下層は畜産（おもに豚と鶏）からの所得が相対的に高い。下層が保有・経営する農地は傾斜地が多くサトウキビには適さず、トウモロコシが多く栽培され、それを家畜に与えて販売収入を得ているからである（上層、中層の家畜飼育数は下層よりも多いが、多くを自家消費するため、現金所得としては相対的に小さくなっている）。他方、下層と最下層では、サトウキビからの所得はあまり大きくないが農業賃金所得が大きく、その大部分はサトウキビの農業労働であるため、彼らはサトウキビ契約栽培から間接的に所得を得ていることになる。

なお、下層と最下層の間で平均所得に大きな差がみられないにもかかわらず、両階層を区別する理由は、第1にサトウキビ作付規模の差（表6）、第2に出稼ぎ送金の差である。最下層では出稼ぎ世帯員の人数が多く、送金が大きな所得源となっている点で、下層とは異なる特徴をもっている。

最後に、調査時点の所得には反映されていないが、表6に示した上層1世帯がゴム栽培を行っていること、またゴム園へ出稼ぎ中の別の上層世帯員が存在する（後述）ことから、上層が近年、ゴム栽培に積極的であることが読みと

れる。対して中層以下は経済的余裕がないため、ゴムへの投資は行っていない。

(6) サトウキビの農業労働市場の拡大

サトウキビの農作業には、耕起（同時に基肥を入れる）、種苗移植（2月末～4月末）、追肥（8月）、害虫防除・除草のための農薬散布（6月に1回、9～10月に1回）、収穫（12月末～4月）が含まれるが、うちもっとも労働力を要する作業は、耕起と収穫である。近年、耕起は耕耘機による機械化が進んでいるものの、収穫は依然手作業で行われている。農家は、一般にすべての農作業を可能な限り家族労働でこなすが、短期の雇用も行っている。一般にコーカンでは、互助組を組織し、労働交換によって共同で収穫作業を行ってきた。

C村では3つの互助組が存在し、各組は10数世帯から成り、共同でサトウキビを収穫している。互助組に参加する各世帯は、2人あるいはそれ以上の労働力を出すことが義務づけられている。互助組は、参加農家のサトウキビ収穫作業を順番に行っていく。

ただし、労働交換は等量になるとは限らない。互助組には組長がおり、収穫時期の労働調達に努めるとともに、各世帯の参加人数・労働日数を仔細に記録する。収穫作業の終了後は、組長の記録に従い、各世帯の労働供出量が集計され、労働供出量が不足した世帯は不足分だけ現金で支払い、超過した世帯は超過分だけ現金で受け取る。したがって、土地を持たない、または保有農地の小さい農家は、労働交換を通じて現金所得を獲得することとなる。これが上記の「農業賃金所得」のおもな実態である。2013年時点での労働報酬は、一般に1束（20本）のサトウキビ収穫につき1元の歩合制であり、成人は

表9 C村の調査サンプル世帯の階層別就業構造

経済階層	農業			農業+副業			出稼ぎ		
	人数	平均年齢	平均教育年数	人数	平均年齢	平均教育年数	人数	平均年齢	平均教育年数
上	11	37	1.6	2	36	4.7	4	22	8.3
中	38	32	3.2	1	21	4.0	8	20	5.3
下	23	35	1.0	3	41	0.3	4	16	4.0
最下	20	36	1.6	2	31	0.7	7	30	3.6
合計	92	35	1.8	8	32	1.8	23	22	4.6

(出所) 2013年現地調査。

1日に50~100束を収穫できるので、賃金は1日当たり50~100元になる。

しかし近年、サトウキビの作付規模を拡大する農家が増えており、互助組に参加して労働交換を行うよりも、直接に雇用する傾向が強まっている。雇われた労働者の半分以上は同じ村ないし隣村の住民であり、土地なし世帯や零細農家が大半を占める。

さらに最近では、特にミャンマー内地から季節出稼ぎ労働者がコーカンにやってくるようになってきている。ミャンマー政府農業局幹部職員に対する聞き取りでは、ミャンマー内地からの出稼ぎ労働者は、2011年収穫時には700~800人程度であったが、2012年には3000人に達した。しかし、政府が把握していない出稼ぎ労働者を含めると1万人を超えるという。

ミャンマー内地出身の出稼ぎ労働者^(注34)に対する筆者の聞き取りによると、男女比は7対3で、年齢層は17~38歳であった。コーカンには12月から3月末頃まで100~150日滞在し、サトウキビの収穫から次の植付前に行う手作業による耕起作業に雇われる。収穫賃金は出来高制(1日当たり約70元)、耕起作業には1日7~9時間で40~50元が支払われる。出稼ぎ期間

全体を通じて得る賃金は、1人当たり約8000元(2012年当時為替レートで約136万チャット)である。ここから生活費^(注35)を差し引くと5000元(約85万チャット)ほどの現金が残る。彼らは、お土産に安い中国製の厚めの毛布(1枚60~80元)を2~3枚、子供用衣服(1セット20~30元)を数セット購入して故郷に帰る^(注36)。また、最近では故郷に帰らずにコーカンに移住する家族連れの労働者が多くなっている。

(7) 農外就業と所得

表9に示すように、農業就業者100人のうち8人は副業をもっていた。

従事人数がもっとも多いのは左官であり、5世帯5人(中層1人、下層3人、最下層1人)である(平均年収1万2000元)。また、上層の中にトラック運転手1人(年収3万6000元)と、家屋賃貸を営む者1人(年収1万2000元)がいる。さらに最下層の中に、雑貨店の店主が1人(年収2500元)いる。

また表9は、就業者の平均年齢と平均教育年数を示している。明らかなことは、出稼ぎ従事者の年齢が若く、教育年数も比較的高いことである。他方、階層差に注目すると、上層、中層では他の階層よりも教育年数が高いこともわか

る。ただし、教育水準の高い出稼ぎ従事者でも4.6年の教育年数しかなく、平均的には小学校も卒業していないわけで、全般に教育の遅れが目立つ結果となっている。

(8) 出稼ぎと代替産業の振興

表10は、出稼ぎ労働者の詳細を示す。出稼ぎは、保有農地が零細ないし皆無のためサトウキビ契約栽培による経済効果の恩恵にあまり浴さなかった世帯を中心に、家計の補助手段として非常に重要である。

まず出稼ぎ先を地域別にみると、ほとんどコーカン内とその周辺あるいは中国であり、ミャンマー内地（都市部）はわずか1人を数えるのみであった。それは特区時代には移動が制限されていたこと、またミャンマー国内に雇用機会が少ないことによるものである。逆に、中国広東省や浙江省への出稼ぎ従事者のなかには4万2000元という高所得を得ている者が複数いた。

次に、出稼ぎ先業種についてはカジノが圧倒的に多く、地元8人、周辺地域4人をあわせて12人と、出稼ぎ従事者（23人）の半分以上を占めていた。カジノは、麻薬撲滅後のコーカン政府の財源創出のために振興された「代替産業」という性格をもち、麻薬撲滅にともなう農村社会経済変容の解明を課題とする本稿にとっても重要であるため、やや詳細にみておきたい。別途実施したカジノ経営者に対する筆者聞き取りによると、カジノは1990年代後半から都市部で広がった結果、ラオカイ中心部には大規模カジノが4店、小規模カジノが10数店あり、全体で1~1.2万人に就業機会を提供している。ちなみに、顧客の9割以上は中国人である。

カジノの一般従業員（表10の注参照）の9割

以上は14~25歳の若い女性である。実際、C村のカジノ従事者12人のうち、10人は若い未婚女性（平均年齢19.5歳）であった。カジノでカードをプレーヤーに配るディーラーは基本的に若年女性の仕事だからである。またカジノで働く女性は中層4人、下層4人、最下層3人で、階層差があまりみられなかった。ある程度の教育を受けた若い女性であれば、誰でも就業できる職種といえよう^(注37)。

次に、送金の額は一般に、出稼ぎの年収とC村にいる家族の経済状態に規定される。たとえば、カジノの財務・会計職や中国の工場で働く上層の出稼ぎ労働者は、比較的高い所得を得ているが送金が多いわけではない。一方、最下層の出稼ぎ労働者のほとんどは、職種にかかわらず送金が多い。特にカジノでは、最下層は年収の半分程度（8000~9000元）を送金している。カジノは、農村貧困世帯の生計をより支えているといえよう。

カジノ一般職の求人要件は、年齢の若さである。教育水準にはあまりこだわらないため、貧困世帯の女性は早く学業を止め、カジノに出稼ぎに行くケースが多い。C村で小学校に通う女子生徒2人（2年生、9歳と10歳）に対する聞き取りによると、2人とも下層の出身で、カジノで働く姉がおり、彼女ら自身も12歳からカジノに出稼ぎに行く予定であるという。親も娘の教育に無関心で、若いうちに出稼ぎに出すことを望んでいる。

また問題は、カジノへの就業にともない、ギャンブル依存症に陥りやすい点である。カジノで長時間労働をし、そこで大当たりする人を目撃していると、自ら顧客としてカジノで遊ぶようになる。また、カジノの顧客に誘われて売

表10 出稼ぎ労働者の諸特徴

対象地域	職業内容	従事人数					平均属性			平均送金額(元)				
		合計		うち女性		年齢	教育 年数	年収 (元)	経済階層					
		上	中	下	最下				上	中	下	最下		
カジノ	財務・ 会計	1	1(1)	1	0	0	25	9	39,000	8,000 (21%)	--	--	--	
	一般	7	6(6)	0	1	4	17	5	18,000	6,029 (33%)	--	5,000 (28%)	4,800 (27%)	9,000 (50%)
	合計	2	1(0)	2	0	0	24	8	3,600	0 (0%)	0 (0%)	--	--	--
地区内	農場労働	1	1(1)	0	1	0	18	5	N/A	3,000 (-)	--	3,000 (-)	--	--
	職不明	2	0(-)	0	1	1	24	6	0	0 (-)	--	0 (-)	0 (-)	--
	私兵	4	3(3)	0	3	0	22	5	18,000	9,500 (53%)	--	10,000 (56%)	--	8,000 (44%)
周辺 区	農場労働	1	1(0)	0	0	0	1	58	0	3,600	2,000 (56%)	--	--	2,000 (56%)
	職不明	1	0(-)	0	1	0	15	6	N/A	0 (-)	--	0 (-)	--	--
	合計	2	2(2)	1	0	0	1	18	6	42,000	9,000 (21%)	8,000 (19%)	--	10,000 (24%)
中国	製造工場	1	0(-)	0	0	0	1	22	3	23,000	10,000 (43%)	--	--	10,000 (43%)
	農場労働	1	1(1)	0	0	0	1	21	4	18,000	2,000 (11%)	--	--	2,000 (11%)
	服屋勤務	23	16(14)	4	7	5	22	5	19,010	5,009 (26%)	6,000 (19%)	5,429 (22%)	3,840 (27%)	7,143 (36%)

(出所) 2013年現地調査。

- (注) 1) カジノ一般職とは、経理、財務・会計、営業(カジノホスト)を除いた職。2013年3月実施の別調査によると、女性従業員は一般に、カジノ(ないし連携ホテル)の清掃員やウェイトレス(月収1100元)を振り出しに、1～2年の研修を経てディーラー(月収1200～2300元以上)へ昇進する。
- 2) 中国の出稼ぎ先は、広東省と浙江省の製造工場、雲南省の私営農場、雲南省・南傘鎮の服屋である。
- 3) 従事人数のカッコ内は、未婚女性の人数。
- 4) 平均送金額のカッコ内は、年収に対する送金額の割合。

春をし、その後、風俗業で働くようになる女性もいた。ラオカイ市衛生医療機関での聞き取りでは、カジノで働く女性たちは、性病やHIVの感染率が高いことが判明した。カジノ経営者も、従業員の感染を恐れ、近年は健康診断に行かせることが多い。

以上のように、カジノで働く女性は公序良俗に反する行動をとりやすくなり、上層を中心に、娘のカジノへの出稼ぎを許さない親もいる。また既婚女性は、夫やその家族が反対するので、一般にカジノでは働かない。

ただし、曲がりなりにも就業機会が多い女性に比べ、男性の出稼ぎはより深刻な問題を抱えている。男性出稼ぎ従事者（7人）は女性（16人）の半分にも満たず、就業先が農場や私兵などに限られている。

私兵は、緬共時代（1950～88年）に内戦のために動員、ないし強制的に徴募された若年層兵士が起源である。緬共瓦解後、少数民族勢力の内紛が活発化すると、元緬共兵士は少数民族指導者の部隊に編入された。2008年の内戦終結後は兵士の解散が進んだが、少数民族指導者や地方有力者は、最低でも10数名の軽装備私兵をもつようになった^(注38)。また、2011年以降、私兵を辺境警備隊に編入することが形式上に進められている。ただし、私兵はある程度の軍事訓練を受けているものの、おもにボディガードや小間使いの役割を果たすだけである。一般的に、雇主から食事（1日2食）と宿舎（1部屋4人）を提供されるが、現金収入は月200元（支給それ自体および支給額も不安定）にとどまるほか、雇主からボーナスをもらうにすぎない^(注39)。にもかかわらず、貧困が原因で、親は口減らし的に若年男性（極端には12歳以下の児

童）を私兵に出すのである。

次に、上層から農場へ出稼ぎに出ている2人の年収はわずか3600元と低い、にもかかわらず働いている理由は次の通りである。2人は世帯主の次男とその妻で、まず中国雲南省西双版纳（シーサーバンナ）の勐腊（モンラー）県のゴム園に栽培技術を学びに行き、その後、ラオカイ近郊のゴム園で働いている。それは、1～2年後に村に戻り、農地を購入して家族全員でゴム園を運営しようとしているからなのである。

最後に、35世帯の中にいた、成人にもかかわらず無職の3人（上層、中層、下層各1人）に言及しておく。全員男性で、平均年齢は17歳、平均教育年数は4.6年であった。聞き取りでこうした若年男性の職業を尋ねると、家族は、ただ「やることなく遊んでいる」と答えてため息をつくか、沈黙してしまう。その後わかったことは、彼らはオートバイを乗り回す「暴走族」であり、またエフェドリン常用者であった。サトウキビ収穫時には20束を刈り取って20元を稼ぐと、すぐにエフェドリンを買いに走り、雇用機会がない時期には盗みをする。麻薬撲滅に成功したコーカンではあるが、近年は教育がある程度受けたが雇用機会がない若年男性の間でのエフェドリン濫用が広がっており、ぶらぶらしているうちに麻薬依存症に陥り、ひいては暴力団に入るなど、深刻な社会問題となっているのである。

(9) 金融事情

最後に、農村金融の実態の一端を明らかにする。2009年「八八事件」までラオカイには「特区銀行」があったが、農村住民による利用はほとんどなかった^(注40)。

結 論

C村での調査の結果、35世帯のうち31世帯（上層1，中層5，下層10，最下層9）が借金を抱えていた。1世帯当たり借入額は1万3792元（上層11万円，中層1万1133元，下層1万6500元，最下層5292元）であった。上層，中層のほとんどは親戚から借り入れ，無利子が多いのに対し，下層の3割，最下層の6割は村内の富裕農家や高利貸から，月利にして下層では平均5.5パーセント，最下層では7.3パーセントで借り入れていた。

資金用途については，農業生産はわずか3世帯（上層1，中層1，最下層1）のみで，それを除くと，中層が主に家屋新築，オートバイ購入やレジャー（カジノ）であるのに対し，下層の6割，最下層の7割以上は病気治療費，家計費充足，家屋改修などであった。特に注目されるのは，親の葬儀のため，家畜をすべて売り払い，さらに大金を借りざるを得ず，それを契機に急速に貧困化したという，下層1世帯（2万円，無利子），最下層1世帯（1万5000元，月利10パーセント）である。その他，高利貸しからの借金返済のため，親戚から借金（無利子）をした下層1世帯があった。

返済期限は，明確に定めていないケースが多い。次のサトウキビの収穫後に返済するという約束が多くみられた。最下層では，出稼ぎ中の娘（ないし息子）の送金が届く時点で返済するという例も2件あった。総じて下層，最下層は，普段から苦しい生活を余儀なくされ，常に高利の借金に苦しみ，返済をサトウキビの販売代金や娘・息子の出稼ぎ送金に依存しているのである。

本稿は，ミャンマー・シャン州コーカン自治区の農村における麻薬代替作物としてのサトウキビ契約栽培の導入実態を概説した上で，12カ村を調査し，うちさらにC村で詳細な世帯調査を行い，土地利用の変化の歴史および世帯の所得や就業分析を通じて，ケシ撲滅とサトウキビ契約栽培導入，ならびに代替産業としてのカジノの振興にともなう農村社会経済の変容の実態を明らかにした。おもな結論は以下の通りである。

課題の第1は，サトウキビ契約栽培の経済効果を評価することであった。

C村35世帯の所得構造を分析した結果，総所得の56パーセント（うち49パーセントはサトウキビ生産からの直接所得，6パーセントは農業賃金所得，1パーセントは地代所得）がサトウキビ導入に伴って新たに創出された所得であることがわかった。それを可能にした背景要因として，中国製糖企業によるインフラ整備，安定的な価格設定方式と生産資材融資，栽培技術指導，輸送サービスなど，多面的で充実した支援が存在した。

課題の第2は，麻薬代替開発の下での農村の社会経済変容を明らかにすることであった。

まず，ケシ栽培時代にはそう大きくなかったと考えられる農村内所得格差の拡大の問題が指摘できる。具体的には，C村35世帯の1人当たり平均所得は上層7366元，中層4841元，下層3067元，最下層2711元で，上層と最下層の格差は2.7倍に達していたが，格差の最大の要因はサトウキビ栽培面積の多寡にあった。その

背景に、ケシ栽培時代にはあまり有効利用されてこなかったものの不平等な分配状況にあった集落周辺の土地が、急に経済価値を上昇させた事実がある。

そういった土地、とりわけサトウキビ栽培に適した平坦地を大規模保有している上層は、サトウキビ生産から大きな利益を得ており、近年はゴムの導入を積極的に行い、農業部門内での一層の発展を図っている。これに対し、中層は、一定規模の大きな土地を保有し、サトウキビ生産からかなりの所得を得ているが、上層とは異なり、ゴムへの投資など農業の発展戦略はもっていない。したがって、将来は均分相続による土地細分化とそれともなう貧困化が予想される。他方、下層ではサトウキビの栽培面積が小さく、農業所得を畜産所得や農業賃金所得で補填している。近年増加しているミャンマー内地からの季節出稼ぎ労働者との競争が激しくなる、雇用機会が奪われ所得が低下する可能性もある。最下層は、より零細な土地しか保有していないが、若い女性のカジノへの出稼ぎが家計を補填し、下層との所得格差を縮めるおもな要因となっている。ただし、下層、最下層は総じて低所得からくる苦しい生活を余儀なくされ、常時高利の借金を抱え、返済をサトウキビ販売代金や出稼ぎ送金に依存している。またカジノは、比較的高く安定した所得をもたらすが、ギャンブル依存症、性病、HIVの蔓延といった負の影響がある。若い男性は、カジノで就業できる女性と比較して非農業雇用機会が少なく、エフェドリン濫用など新たな問題を引き起こしている。

またカジノは、そこで働く労働者に高い学歴を要求しないため、教育投資意欲を下げるよう

に作用している面もある。他方、上層や中層では中卒程度までの教育投資をする世帯もあるが、有利な就職先が限られているため、離農者は少数にとどまっており、高い学歴が高所得をもたらさず、教育が軽視されるという状況がみられる。

本稿の分析事例は、麻薬代替開発において、すぐ側に国境を越えて隣接する「強い」経済（ここでは中国経済）がある場合、その「強い」経済をうまく利用した形での代替作物や代替産業の導入が行われるならば、代替開発が比較的にうまくいく例であると考えられる。特に、中国の製糖企業によるサトウキビ契約栽培の成功要因として、道路整備など本来、ミャンマー政府（ないしコーカン自治政府）が行わねばならないインフラ整備に製糖工場が積極的に投資をした点が注目されなければならないだろう。

ただし、現地に不平等な土地制度がある場合、当然、サトウキビ契約栽培の導入は所得格差を生み出す。零細な土地しか保有していない世帯にとっては、農業労賃の獲得くらいしかその恩恵を受けることができないのである。農業所得を補う畜産所得はむしろ格差を拡大する要因として働いている現実がある以上、より下層の世帯にとって非農業就業機会の拡大に期待するしかない。コーカンでは代替産業としてカジノが導入され、それが一定の雇用機会、特に下層の若い女性の雇用を創出したが、ギャンブル産業にありがちなさまざまな社会的悪影響の問題が深刻となっている。またカジノ産業が高い学歴を要求しないため、子供に対する教育投資を阻害するように働いており、中長期的にみたマイナス面もある。カジノ産業以外のもっと「健全」で雇用創出力の高い産業振興が大きな課題

になっている所以である。

こうした中、近年、大メコン圏（GMS）回廊整備の一環として、中国国境付近で「国境自由貿易特区・工業団地」が計画・実施されている。民間企業の投資誘致を目的とする道路、電力、通信を含むインフラ整備計画があり、一部はすでに開始されている。今後このような小規模自由貿易特区による投資環境整備と就業機会の創出が、コーカンの地域経済振興に希望を与えるものである。

（注1）2011年に自治区になるまでコーカン特区では国民登録作業が進展しなかったため、ほとんどのコーカン族はIDカードやパスポートもなく、活動範囲をコーカンとその周辺域に制限されていた。

（注2）コーカンでは伝統的に「紋銀」、「銀元」などの明清両朝の中国通貨が使われ、イギリス植民地になった1897年以後はインド・ルピー、1948年のミャンマー独立後はチャット紙幣も流通したが、以上3つの時代を通じて、民間ではおもに中国通貨が流通してきた。また、1970年代以降はインフレによるチャットの減価が激しく、人々はより人民元に依存するようになり、特區政府職員の給与すらも人民元に変わった。

（注3）2008年憲法に依拠し、ミャンマーでは6つの実質的自治区が存在する。コーカン自治区のほか、ザガイン地域内のナガ自治地域、シャン州内のダヌ、パオ、バラウン、ワの自治管区である〔クレマー2012〕。

（注4）1989年3月、彭家声は中国共産党からの支援が絶たれた緬共からの離脱を宣言し、MNDAを創設して司令官に就き、コーカンを中心とする元緬共東北軍区をMNDAの支配下に置いた。そしてMNDAはミャンマー政府と平和協定を締結し、コーカンは「シャン州第一特別行政区（コーカン）」（現地では「コーカン特区」）と定められ、彭家声が主席として認定された〔畢2012〕。

（注5）国家法秩序回復評議会（State Law and Order Restoration Council: SLORC）、国家平和発展評議会（State Peace and Development Council: SPDC）はミャンマー軍事政権の最高機関であり、SPDCは1997年11月にSLORCが改組されてきたものである。同国では、1988年9月にSLORCが全権を掌握して以来、2011年3月まで軍事政権が続いた。

（注6）処分した麻薬は、ヘロイン162.5キログラム、モルヒネ16箱、アヘン114キログラム、生アヘン残渣1500キログラムであった〔緬甸掸邦『果敢誌』編纂委員会2012〕。

（注7）1992年、MNDA副総参謀長の楊茂良が反旗を翻し、激しい戦闘の後、1993年、彭家声を追い出してコーカン軍の支配権を手中にし、同年2月ラジオでSLORC首脳に会い、3月8日にはSLORCから正式の「任命書」が交付され「特区軍事委員会」を設置した（「92兵乱」ないし「彭楊内乱」）。さらに1995年8月、コーカン特区モンコー県の県令モンサラは、コーカン特区（楊茂良政権）およびMNDA（彭家声政権）両方からの脱離を宣言し「モンコー民族保安軍政委員会」を設置した。MNDA司令部は、モンサラと激しい戦闘を開始したが3カ月しても鎮圧できず、その後、彭家声の弟である彭家富がようやく撃退に成功した。それをみた楊茂良は、自ら最高権力者の座をSLORCに返上し（「95叛乱」）、ミャンマー政府軍はコーカン特区に進駐、彭家声の権力回復が達成される〔緬甸掸邦『果敢誌』編纂委員会2012〕。

（注8）「禁毒法」は、ヘロインなど精製麻薬の製造、販売、使用を禁じた。具体的には、ヘロインを製造・加工する者は、規模の大小にかかわらず、すべて刑事責任に問われる。ヘロインを販売する者は、販売量に応じて最高刑として死刑が適用される。ヘロイン使用者（注射ないし吸引）に対しては強制治療を実施する、などである。

（注9）たとえば、1999年公布の「關於広範進入持久開展『禁毒法』教育學習宣伝的決定」、「關於加強戒毒農場管理的規定」、「嚴打与禁毒聯

合公告」, 2000年公布の「禁毒委員会命令的通告」, 「特区禁毒禁種緊急會議決定」, 2001年公布の「關於嚴厲打擊毒品犯罪的公告」, 「特区禁毒補充規定」などがある。

(注10) アヘン生産量はすぐには減少せず, 1998年に80トンでピークに達した。ケシ栽培への化学肥料投入が増加し, 面積当たり収量が高まったからである。

(注11) コーカンでは完全撲滅が達成されたが, シャン州全体では, 2006年以降, 中南部で高密度の零細栽培が継続されるなど, ケシ栽培は再び増加した [Shan Herald Agency for News 2008]。中南部では有望な代替作物がないこと, また森林減少により土壌水分の保持が難しくなった地域が拡大し, 乾燥に強いケシが好まれたからである [Kramer and Woods 2012]。最新の2013年のUNODCのアセスメント調査でも, コーカンと隣接のワではケシ作付が観察されなかったが, シャン州南部ではケシ作付面積がさらに増加したことが確認されている [UNODC 2013]。

(注12) クルミの経済効果はまだ現れていない。収穫可能な成木に育つまで長期間(7年以上)を要すること, 幼木の枯死率が非常に高いこと, 栽培技術が未熟なことがおもな原因である。なお, クルミが幼木の間, トウモロコシを栽培するアグロ・フォレストリがしばしばみられる。

(注13) コーカン自治区主席・白所成氏への筆者聞き取り(2012年8月)によると, 2002年収穫時には買付価格は契約価格の半分まで低下し, 買付契約の破棄も続出した。ただし, ソバ・プロジェクト元専門家・吉田実氏は, これらは農家の品質管理の失敗によるソバの低品質に根本的原因があったとする。

(注14) ただし少数の農家がソバ栽培を続けている。ソバ・プロジェクトの元リーダー・氏原暉男氏が2006年にNPO法人adpea(特定非営利活動法人アジア麻薬・貧困撲滅協会)を設立し, ソバを日本へ輸出するようになり, また2008年からはマンダレーの民間工場ですば焼酎の委託生産を始めたからである。

(注15) 中国公安部国家禁毒局 [2008] は, 中

国国内の麻薬, 特にヘロインの氾濫の原因を中国が2大麻薬生産地に囲まれている点に求めている。すなわち, 中国南西部では「ゴールデン・トライアングル」, 北西部ではアフガニスタンやパキスタン, イラン(「ゴールデン・ニュー・ムーン」)と接しているため, 多様なルートを通じて麻薬が中国国内に入っている。中国政府は1990年代以降, 国内の麻薬取締および周辺諸国(特にミャンマー, ラオス)のケシ撲滅を目指して代替作物プロジェクトに参入する企業を支援してきた。ケシ撲滅対象地域に対する食料支援, 代替作物振興のための農業資材の提供や技術指導などである。また2004年には, 企業の投資促進を通じた代替作物の開発・定着を任務とする「122工作組」が中国国家商務部に設立された。2006年からは, 麻薬生産地(特にミャンマーとラオス)で代替作物開発を行う企業に補助金を与えることになった。これら一連の施策の下, 2007年までの10数年で, ミャンマーとラオス北部でケシ代替事業を行う中国企業は135社に達し, 投資額は1.69億元を超え, 代替作物の作付面積は26.75万ムー(1万7833ヘクタール)に達した。

(注16) 2002年12月, コーカン特區政府により設立されたサトウキビ栽培の推進・支援組織。管理委員会の前身は, コーカンの農業振興のために2011年8月に設立された「特区農業発展委員会」である。同委員会は農家から「サトウキビ指揮部」と呼ばれている。なお, 2014年に筆者が行った調査によると, 管理委員会は2014年に会社化されたことが判明した。

(注17) 「一級品種」と「二級品種」の2種類があり, 前者は高糖で多収であるが, 保水環境のよい平坦地にしか栽培できないのに対し, 後者はあまり条件のよくない土地にも適応するが, 糖分は低く収量も低い。一級品種の栽培面積は, 全体9000ヘクタールのうちわずか200ヘクタール程度である。

(注18) ただし, 種苗については, いわゆる株出し法によって1回の種苗で3年栽培することが一般的である。また多くの農家は, 品質に関

する不確実性が少ないことから、高い収量を実現した周辺農家から種苗を購入している。

(注19) 有機質肥料とは、サトウキビ搾汁後の廃棄物（茎の滓）と廃糖蜜（サトウキビの搾汁から粗糖、粗糖から上白糖の2つの精製過程で残る粘状で黒褐色の液体、現地では「糖泥」と呼ばれる）であり、農家に好評であった。しかし2011年以降、廃棄物および廃糖蜜が製紙やバイオエタノール製造の原材料として利用されるようになり、南傘糖廠は有機質肥料の提供を停止した。そのため、サトウキビ収量が減少したという農民もいる。

(注20) 2012年8月、コーカン自治区主席・白所成氏に聞き取りをし、その後、コーカン農村地域の出身で現地事情に詳しい「コーカン婦女児童联合会」の副主任の紹介を受けた。そこで12カ村を紹介され、联合会スタッフに村まで同行してもらった。

(注21) No.10村は、ラオカイ近郊ないし中国国境近くという条件のいずれにもあてはまらないが、郡庁所在地であるため、道路などインフラが整備され、非農業就業機会も多いので、第I類型に含めた。

(注22) 子供を中国側の南傘鎮の学校に通わせる世帯が多く存在している。

(注23) 魯[2003]によると、No.5村では、1991年当時、全83世帯のうち80世帯は遠方の山地で借地によるケシ栽培を行っていた。それはNo.2村での筆者の聞き取り情報と合致している。

(注24) No.9村に移住してきた人々は約30キロメートル離れたコーカン東部のD村（ケシ生産に適し、高品質アヘンの産地として知られる）出身である。移住の最大の理由は、土地不足であった。

(注25) 清水河口岸は、中国・孟定鎮とミャンマー・チンシュエホーの間に位置する出入国検査場（一級国境ゲート）であり、国境ゲート警備、税関および検査検疫など国境通過にかかわる関連諸機関が設置され、第三人の通過を認める国境ゲートであるが、第三人は実際には

中国とミャンマー双方の国境ゲートを通過できない。

(注26) 加えて、村の東南方向に標高1450メートルの比較的なだらかな山があり、小規模なケシ栽培が行われていた。ケシ禁止後、大部分の土地は放棄されたと考えられる。

(注27) JICAソバ・プロジェクト元専門家・吉田実氏は、UNODCの1999年データを用いてケシ収益性を推計した（2013年4月、京都大学東南アジア研究所で開催された「コーカン特別区の麻薬撲滅と今：1999年～2007年」と題する講演会資料）。それによると、生アヘンの生産性を3.2キログラム/エーカー（540グラム/ムー）、単価を200ドル（1600元）/キログラムとして、1ムー当たり所得は864元となった。筆者の調査地での聞き取り情報に比べ、生アヘンの収量が著しく低く見積もられたため、所得も低く推計されたといえる。ただし実際のところ、吉田実氏が現地で聞き取ったアヘンの生産性はUNODCデータの1.5倍程度であった。推計にあたり、吉田氏はアヘン生産性が気候・土地条件によって著しく異なる点を考慮した上で、コーカン全体の平均生産性を低く見積もったという（吉田実氏との私的会話）。

(注28) 1990年代末以降、アヘンの販売所得だけで10万元を超えた農家がごく少数存在した。

(注29) なおケシ畑で雇われる労働者の場合、3カ月で1200元の定額給を得ていた（たいてい、雇用期間は3カ月のみであった）。注29の吉田実氏の推計では、ケシ畑で働く労働者は日給20元とされた。

(注30) 中国土司制度は、明清両朝期に、中国南西部少数民族地区で採用されていた民族自治制度である。明朝期には「宣慰司」、「土知府」などの政府機関が設立され、そこに少数民族「旧貴族」（首長など）を世襲でトップポストに就かせ、地方行政を担わせた。それは、辺境地域の少数民族による分支配を一定程度認めることによって、独立を抑制するねらいがあり、税金（朝貢）徴収を目的とするものでもあった〔龚1992〕。こうして、すべての土地は1人の土司と

官家が保有し、収穫の3分の1を地代とする刈分小作農によって耕作されていた。その制度は英国植民地下でも実質的に引き継がれたが、1948年のミャンマー独立後、紆余曲折があった。まず1950年代に全国で土地改革が実施され、コーカンでも小作農に土地が分配された。しかしその後、1960年代に権力闘争が激しくなり、戦乱のなかで多くの人が他の地域へ避難し、官家の出自をもつ者への土地集中が再び進んだ。1969年にはコーカンに緬共政権が成立し、1972年までの2年間で、避難先から帰ってこなかった人々の農地を小作農に配分するなど一定の土地改革が行われたが、改革は徹底を欠き、小作農は以前同様、高山地でケシ栽培を続けたのである。

(注31) C村のトウモロコシ品種はタイ系多国籍企業CPグループが開発したCP 888であり、傾斜地の平均収量は約100キログラム/ムー(=2.1トン/ヘクタール)であるのに対し、条件のよい土地の平均収量は200キログラム/ムー(=3トン/ヘクタール)を超えている。

(注32) 調査から漏れた3世帯の内訳は、調査拒否が1世帯、調査期間中に家族員の葬式のためが1世帯、留守だったのが1世帯である。

(注33) 内部事情を熟知する内部者の主観で階層分類をする手法。World Bank [2005]を参照。

(注34) ミャンマー内地とは、具体的には主にラカイン州出身の漁家世帯員や、カヤー州出身の農家世帯員であったが、出稼ぎ労働者の出身地は必ずしもこの両州やコーカン近隣地域にあるとは限らなかった。

(注35) 雇用主は住居を提供しないため、村内の適当な場所にテントを張り、そこで寝る。1日1食(おもに昼食)を提供する雇用主は約2割にすぎない。労働者が自炊する場合、1人1日約15元かかるといふ。ただし、飲料水は雇用主が提供する。コーカンの飲料水事情は劣悪で、サトウキビ収穫時期(12月から3月末まで)は乾季にあたるため、飲料水の確保が特に厳しくなる。実際、中層以上の世帯は、乾季の飲料水確保のため、水タンクを用意して雨季の雨水を

貯めるのが一般的である。しかし、7割以上の村では、水タンクがない、あっても容量が不十分といった理由で、乾季の飲料水不足が毎年のように発生する。特に近年は気候変動の影響で、飲料水問題が一層厳しさを増している。

(注36) コーカンの毛布は、ミャンマー内地より1枚当たり60元安い。

(注37) C村ではカジノ一般職の平均教育年数は5年であったが、2014年に筆者が行ったほぼコーカン全域を対象とする調査によると、カジノへの出稼ぎ労働者の平均教育年数は4年と少し低いことが判明した。

(注38) 筆者聞き取りによると、20人が普通であるが、60数人の私兵をもつ有力者もいる。

(注39) ボーナスの支給方法と金額は雇い主によって異なる。また、現地ではそれを労働報酬としてよりはむしろ一種の奨励金として認識する人が多いようである。

(注40) ラオカイでは、1997年に「特区銀行」と呼ばれる商業銀行が地方有力者によって設立され、その後10年にわたり、おもに都市住民と一部上層農民から預金を集め、銀行経営は一定の成功を収めた。しかし、「八八事件」を契機にコーカン特区が崩壊すると特区銀行も営業停止の後、破綻した。ただし、農村住民による銀行の利用は非常に限られており、筆者調査では、12カ村の村人で特区銀行を利用した者はほとんどいなかった。

文献リスト

<日本語文献>

国際協力機構(JICA) 2013.『コーカン特別区麻薬対策・貧困削減プロジェクト』JICA技術協力プロジェクト案件概要表。

国連世界食糧機構(WFP) 2004.「ミャンマー 麻薬撲滅と食料危機」(119.245.211.13/activities/story/040422_myanmar.html 2013年7月4日アクセス)。

トム・クレマー 2012.「ミャンマーの少数民族紛争」工藤年博『ミャンマー政治の実像——軍

- 政 23 年の功罪と新政権のゆくえ——』アジア経済研究所.
- 畢世鴻 2012. 「国境地域の少数民族勢力をめぐる中国・ミャンマー関係」工藤年博『ミャンマー政治の実像——軍政 23 年の功罪と新政権のゆくえ——』アジア経済研究所.
- < 英語文献 >
- Department of Public Welfare: Thailand 1966. *Report on the Socio-Economic Survey of the Hill Tribes in Northern Thailand*. Bangkok: Ministry of Interior, Department of Public Welfare.
- Farrell, G. 1998. “A Global Empirical Review of Drug Crop Eradication and United Nations’ Crop Substitution and Alternative Development Strategies.” In *Journal of Drug Issues* (28): 395-436.
- Forsyth, T. J. 1995. “Tourism and Agricultural Development in Thailand.” In *Annals of Tourism Research* 22(4): 877-900.
- Global Commission on Drug Policy (GCDP) 2011. *War on Drugs*. Global Commission on Drug Policy.
- Khin Kyue 2008. “Myanmar’s Experiences of Sustainable Alternative Development and Opium Reduction.” In *Sustaining Opium Reduction in Southeast Asia: Sharing Experiences on Alternative Development and Beyond*. United Nations Office on Drugs and Crime (UNODC) Regional seminar: Global partnership on Alternative development (GLO/I44) December 15-17, 2008, Chiang Mai, Thailand.
- Kramer, T. 2009. “From Golden Triangle to Rubber Belt? The Future of Opium Bans in the Kokang and Wa Regions.” In *Drug Policy Briefing* No. 29, Amsterdam: Transnational Institute.
- Kramer, T. and K. Woods 2012. *Financing Dispossession: China’s Opium Substitution Programme in Northern Burma*. Amsterdam: Transnational Institute.
- Kramer, T. et al. 2014. *Bouncing Back: Relapse in the Golden Triangle*. Amsterdam: Transnational Institute.
- Lee, R. W. and P. Clawson 1993. *Crop Substitution in the Andes*. Office of National Drug Control Policy, Executive Office of the President.
- Mansfield, D. 1999. “Alternative Development: The Modern Thrust of Supply-side Policy” In *Bulletin on Narcotics* 51(1): 19-43.
- 2001. “The Economic Superiority of Illicit Drug Production: Myth and Reality: Opium Poppy Cultivation in Afghanistan”. International Conference on Alternative Development in Drug Control and Cooperation, Feldafing 7-12.
- 2006. *Responding to the Challenge of Diversity in Opium Poppy Cultivation in Afghanistan*. World Bank.
- Shan Herald Agency for News 2008. *Burma Human Rights Yearbook 2008* (http://www.burmalibrary.org/docs08/HRDU_YB-2008/maps.html 2014 年 7 月 23 日アクセス).
- Smith, M. L. et al. 1992. *Why People Grow Drugs: Narcotics and Development in the Third World*. Panos Institute.
- Transnational Institution (TNI) 2010. “Alternative Development or Business as Usual? China’s Opium Substitution Policy in Burma and Laos” In *Drug Policy Briefing* (33): 1-12.
- United Nations (UN) 1988. *Convention Against Illicit Traffic in Narcotic Drugs and Psychotropic Substances*.
- United Nations Office on Drugs and Crime (UNODC) 2013. *Southeast Asia Opium Survey 2013*. Bangkok: Regional Office for Southeast Asia and the Pacific.
- United Nations International Drug Control Programme (UNDCP) 2000. *Evaluation of the UNDP/UNDCP Programme in Baalbecka-EL Hermel* “Support to the Regional Development Programme of Baalbeck-HermeI” LEB/96/100 and LEB/99/B99 *Lebanon Executive Summary*. New York: United Nations.
- World Bank 2005. *Poverty and Social Impact Analysis*

Sourcebook. (<http://go.worldbank.org/ZGZHJEDBZ0> 2014年7月4日アクセス).

Woods, K. 2011. "Ceasefire Capitalism: Military-Private Partnerships, Resource Concessions and Military-State Building in the Burma-China Borderlands." In *The Journal of Peasant Studies* 38:(4), 747-770. (DOI: 10.1080/03066150.2011.607699.)

<中国語文献>

龚荫 1992.『中国土司制度』雲南民族出版社.

魯成旺 2003.『地情報告』雲南永徳県誌編纂委員会.

緬甸掸邦『果敢誌』編纂委員会 2012.『果敢誌』香港：天馬出版有限責任公司.

南傘糖廠 2007.『南傘糖廠 2006年度 - 2007年度統計』.

中国公安部国家禁毒局 2008.『2008年中国禁毒报告』(<http://www.mps.gov.cn/n16/n80209/n80481/n804535/1260622.html> 2014年6月11日アクセス).

[付記] 本稿脱稿後、2015年2月にMNDAとミャンマー国軍の間で大規模な戦闘が起こり、多くの住民は中国側の南傘鎮に避難し、そこで難民となっ

た。時は、ちょうどサトウキビの収穫の最盛期であったため、半分以上が収穫されずに放置された。同年6月の停戦後、国道沿いの農家は収穫を再開したが、適期を大幅に過ぎていたため、全体の収穫量は激減した。戦闘の後遺症は大きく、帰還を躊躇する難民がおり、農地の一部はミャンマー国軍の占領地となり、またサトウキビを運搬するトラックが入れない地区があるなど、サトウキビ生産が完全に回復するにはまだ時間がかかりそうである。

さらに、「国境自由貿易特区・工業団地」におけるインフラ整備や民間企業の進出も総じて停止しており、地域経済の将来に大きな打撃が加えられた。本稿の最後に記した希望的観測は、大きく後退したといわざるを得ない。

本稿の執筆にあたり、「コーカン婦女児童联合会」およびNGO法人HPA (Health Poverty Action) の方々から手厚いご支援を賜った。氏名を記すことは控えさせていただくが、ここに謝意を表したい。

(翟・京都大学大学院経済学研究科博士課程 / 藤田・京都大学東南アジア研究所教授、2014年8月11日受領、2015年7月17日レフェリーの審査を経て掲載決定)